

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の勤務条件について、次の措置をとられるよう勧告します。

(1) 期末手当及び勤勉手当

別紙第1で報告した内容及び国の特別給の改定状況等を考慮して改定すること。

(2) 改定の実施時期

この改定について、令和2年（2020年）12月期の支給に関する改定は令和2年（2020年）12月1日から、令和3年（2021年）6月期以降の支給に関する改定は令和3年（2021年）4月1日から実施すること。

